

令和6年度 第3回  
長野市社会福祉審議会資料集

令和6年10月29日(火)

長野市役所 第二庁舎 10階 講堂

## 資料一覧

次 第	1ページ
委員名簿	2ページ
答申予定事項	
資料 No1 ア 老人憩の家の利用者負担の見直しについて	3ページ
資料 No2 イ 加齢性難聴者の補聴器購入への補助について	4ページ
参考資料	
参考資料① 社会福祉法(抜粋)	5ページ
参考資料② 長野市社会福祉審議会条例	6ページ
参考資料③ 長野市社会福祉審議会運営要領	10ページ
参考資料④ 長野市職員名簿	11ページ

## 令和6年度 第3回長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和6年10月29日（火）

午前10時30分から午前11時15分まで（予定）

場所：長野市役所 第二庁舎 10階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 新委員紹介

4 議 事

(1) 委員交代に伴う委員長の選出

(2) 答申予定事項

ア 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

（5福政第168号 令和5年5月30日諮問）

イ 加齢性難聴者の補聴器購入への補助について

（6福政第270号 令和6年7月18日諮問）

5 そ の 他

6 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

選出区分	委員氏名	所属団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	阿出川 希	長野市議会議員	児童福祉	
	桜井 篤	長野市議会議員	障害者福祉	
	寺沢 さゆり	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	西沢 利一	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
学識経験者	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	井藤 哉	長野県立大学 准教授	地域福祉	
	釜田 秀明	長野市医師会 会長	老人福祉	
	小松 仁美	清泉女学院短期大学	障害者福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	茅野 理恵	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水内 和義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	水口 崇	信州大学 教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
社会福祉 関係者	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	小池 輝昭	長野県社会福祉士会 ばあとなあ長野 運営委員会 成年後見人養成部会長	老人福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 副委員長	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野商工会議所 副会頭	児童福祉	副委員長
	中澤 和彦	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	中澤 敏子	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	
	西島 勉	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸山 勝	長野市身体障害者福祉協会 副理事長	障害者福祉	
	南澤 建一	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	山本 悦夫	NPO法人 ポプラの会 会長	障害者福祉	
	六波羅 直貴	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	渡邊 徹	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	
臨時委員	相原 俊武	長野市歯科医師会 地域保健部 (乳幼児・学校) 部長	児童福祉	
	高山 久	長野市薬剤師会 専務理事	児童福祉	
	原田 達矢	長野市PTA連合会 会長	児童福祉	
	宮川 恭一	長野市医師会 理事	児童福祉	

令和6年10月29日

長野市社会福祉審議会  
委員長 様

同 老人福祉専門分科会  
会長 山岸 明浩

### 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

老人憩の家の利用者負担の見直しについては、令和2年度の社会福祉審議会答申において、利用料の値上げと併せ、「3年後に改めて見直しの検討を行うこと」、「障害者及びその介助者の利用料金について、障害者等の意見を十分に聴取した上で、有料化も含めた検討を行うこと」との付帯意見があり、このことに基づいて、令和5年5月30日に市からの諮問を受け、当分科会で審議をいたしました。

令和5年度中の審議では、近年の物価高騰が運営経費の増大を招いていると同時に、利用者である高齢者や障害者の生活を圧迫していること、公共施設として受益者負担の公平性の確保に努めることと併せ、施設の設置目的からはコロナ禍によって減少した高齢者等の外出機会を回復させることも重要であること、利用者負担の見直し額の根拠とする近年の「利用者一人あたりの入浴コスト」については、新型コロナウイルスによる利用者減の影響が非常に大きいこと、などの状況から、利用料の値上げと据え置きの方の意見があり、本年度への継続審議としました。

高齢者を取り巻く社会情勢としては、物価の高騰に対して年金支給額の増加幅は小さく、高齢者の経済状況は厳しさを増しているものと推察されます。またコロナ禍を経て高齢者の人付き合いの状況は悪化しており、交流の機会の増進が必要となっています。老人憩の家の利用者数についても、コロナ禍に大きく減少し、未だコロナ禍前の水準に回復していません。憩の家の利用者一人あたりコストの上昇については、物価高騰の影響もあるものの、利用者の減少が主要因となっています。

こうした状況において、利用料の値上げを行うことは、施設を利用しようとする意欲を減少させ、高齢者の外出や交流の機会をさらに減退させる可能性があります。老人憩の家は、市内各所から利用者が訪れる福祉施設であり、その設置目的が、高齢者の相互交流や心身の健康の増進等にあることを鑑み、現時点では、利用者数の回復を優先することが適当であると考えます。

しかしながら、公平性の面からは適正な受益者負担を求めることも重要な視点であり、コストや利用者数の推移、また他の公共施設の利用料の見直し状況等も踏まえて、改めて見直しを行う必要があると考えるものです。

以上を踏まえて、当分科会の意見を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 老人憩の家の利用者負担については、一般利用者及び障害者、介護者を含めて、現状のままとすることが適当である。

### (付帯意見)

利用者負担については、障害者及び介護者の有料化を含め、利用状況や他の公共施設の状況を踏まえて、3年後に再度見直しを検討されたい。また、憩の家の周知・広報活動等により利用者の増加に努められたい。

令和6年10月29日

長野市社会福祉審議会  
委員長 様

同 老人福祉専門分科会  
会長 山岸 明浩

### 加齢性難聴者の補聴器購入への補助について

加齢性難聴は、コミュニケーション障害の原因となり、社会的孤立やうつを引き起こす要因となり得るほか、認知症発症のリスク要因としても注目されています。例えば、加齢性難聴と認知症の関係については、近年、国内外において研究が行われており、適切に補聴器を使用することで認知症の発生を軽減させうる可能性や保護効果をもたらす可能性が示されています。また、国からは加齢性難聴を早期発見する仕組みを構築することや耳鼻咽喉科医との連携の仕組みを整えることなどの提言がなされています。

全国的には補聴器購入に対する助成制度の創設は広がっており、本年7月現在、中核市では62市中11市、長野県内では19市中4市が実施しています。

長野市においては、国の提言を踏まえ、加齢性難聴者の把握の仕組みや検診・受診勧奨の在り方、補聴器利用・助成の在り方等について一体的に捉えるとともに、補聴器の適正な利用を促進することは、高齢者の社会参画を後押しする一助となるものと考え、関係課による調査・研究と関係団体等との意見交換が実施されています。

このような現状を踏まえ、令和6年7月18日付けで調査・審議の付託があったこのことについて、当分科会において協議・検討をした結果、当分科会の意見を下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入への補助については、制度を創設することが適当である。
- 2 補助対象者は、長野市に住民票を有する65歳以上の加齢性難聴者で、聴覚障害に係る身体障害者手帳を交付されていない経済的な配慮を必要とする者とする。
- 3 その他の要件、補助率・補助金額等については、先行自治体の事例等を踏まえて、設定すること。

#### (付帯意見)

加齢性難聴者の把握の仕組み、検診・受診勧奨や補聴器利用の在り方については、補助制度と一体的に実施できるよう事業スキームを構築されたい。

## 社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

## 第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

**第4条** 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

**第5条** 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招



集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

**第6条** 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
  - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
  - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
  - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
  - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
  - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
  - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
  - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

**第7条** 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
  - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
  - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
  - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
  - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

**第8条** 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

**附 則**（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成20年 3 月28日 条例第12号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成23年12月20日 条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年 9 月30日 条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年 3 月27日 条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月30日 条例第 8 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例(平成12年長野市条例第3号)第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。  
この要領は、平成17年4月1日から施行する。  
この要領は、平成21年4月1日から施行する。  
この要領は、平成26年4月1日から施行する。  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。  
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和6年度 長野市社会福祉審議会  
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	白 井 一	
こども未来部長	島 田 浩 司	
保健所長	宮 島 有 果	
保健福祉部福祉政策課長	島 田 武 昭	
保健福祉部生活支援課長	伊 藤 晋 也	
保健福祉部次長兼高齢者活躍支援課長	北 原 孝	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	原 宏	
保健福祉部介護保険課長	齋 藤 秀 浩	
保健福祉部障害福祉課長	高 野 晃 弘	
保健福祉部参事兼保健所総務課長（保健所副所長）	河 西 公 志	
保健福祉部保健所健康課長	佐 藤 恵 子	
こども未来部次長兼こども政策課長	丸 山 隆 文	
こども未来部子育て家庭福祉課長	中 村 元 昭	
こども未来部次長兼保育・幼稚園課長	宮 下 卓 朗	
こども未来部こども総合支援センター所長	石 坂 陽 子	



